



茨城県議会第1回定例会 一般質問

横断歩道や停止線が消えていたら？

→警察へ連絡を!!



危険!消えている横断歩道・停止線

つくば・市民ネットワークが年4回開催している‘まちづくりカフェ’で、「信号のない交差点を車で通行中、わき道から車が出てきてぶつかった。危ないので信号をつけられないか」との相談を受けました。現地を確認したところ、信号をつけるのは難しそうですが、停止線が消えかかっています。

つくば警察署に確認したところ、交通事故が起きた場所にもかかわらず、停止線を塗り直す対応が取られていませんでした。その後、補修されましたが、つくば市内には消えかかっている横断歩道や停止線があちこちに見られます。そもそも横断歩道などの塗り直しは警察の仕事なのか道路管理者の仕事なのか、分からない市民も多いのではないのでしょうか。



住民からの情報募集を提案

そこで、3月の県議会一般質問で、「横断歩道や停止線の補修が警察の担当であることを住民へもっと周知し、消えている場所の情報を募集してはどうか」と提案しました。

警察本部長は、「警察が管理する道路標示は、白色の横断歩道、白色の停止線、黄色で標示する『追越しのための 右側部分はみ出し通行禁止』で、パトロールなどの平素の活動、小中学校や道路管理者と毎年行っている交通危険個所の合同点検、県民からの情報提供により、薄くなった道路標示を把握し、計画的に補修している」と答弁。

「県警のHPで電子メールでも県民の意見や要望を受け付けている」と言われたので後日HPを見てみましたが、メール窓口がすぐには見つからず、警察本部に問合せたところ、「茨城県警察トップページ」→「交通安全」→「信号機・標識・道路交通」→「標識BOX・信号機BOX」でやっとたどり着きました。

標識・標示への意見・要望
県警受付窓口



「BOX」という表記は要望窓口だと分かりにくいので、名称変更を提案しました。

県内の横断歩道は36,000箇所以上あり、点検だけでも膨大な作業。住民からの情報提供で速やかな補修につながればと思います。

今年4月～施行 女性支援の新法! 「困難な問題を抱える女性^{*}への支援に関する法律」

女性の支援、60年ぶりに見直し!

これまで女性の支援に関する法律は1956年制定の「売春防止法」だけで、女性の保護や更生を目的としていました。60年以上経過し、女性の人権保障や当事者中心の支援を求める長年の運動が実り、今回の女性支援新法が成立。法では都道府県に計画策定が義務付けられており、県の対応について質問しました。

県では「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現を目指し、相談しやすい体制づくり、回復と自立に向けた支援



体制整備に取り組む基本計画を策定。SNS相談窓口や、市町村へ女性支援相談員の配置、民間支援団体との連携による支援調整会議などに力を入れていく、との答弁でした。

予期せぬ妊娠の独自支援窓口を

茨城県内における20歳未満の人工妊娠中絶は毎年100件前後あり、女性の困難な問題の一つとして「予期せぬ妊娠」への相談支援の充実が必要です。県では、「いばらき妊娠・子育てほっとライン」で予期せぬ妊娠の相談も受け付けていますが、「全国妊娠SOSネットワーク」のHPには掲載されていません。なぜなら、このネットワークへの登録は「予期せぬ妊娠」

に特化していることが条件だからです。全国妊娠SOSネットワークを見て、支援を受けられる他県へ移動して出産する場合もあると聞き、「子育て」とは別に相談支援窓口を設けるよう提案しました。

福祉部長は、「相談対象を限定しない総合的な窓口とすることで、予期せぬ妊娠も含め、幅広い不安に対応できる。LINE相談も開始するなど、若い世代の方が相談しやすいよう、高校・大学等へチラシを配布し、広く周知を図っている。予期せぬ妊娠への相談にも対応することの周知に力を入れていく」と答弁。

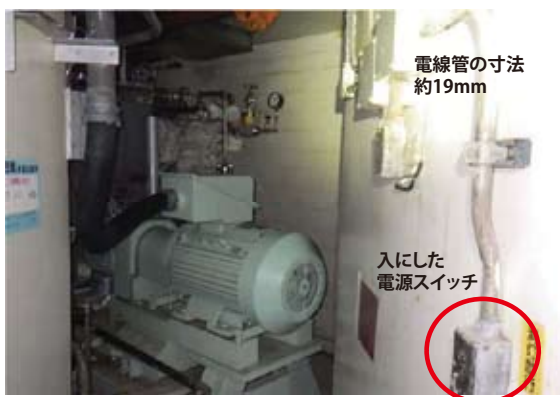
現状変更は簡単ではないようです。しかし、必要な人が着実に支援につながれるよう、引き続き取り組んでいきます。

^{*}性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)



東海第二原発

① 原子炉建屋内の古い電線管で火災発生!



原子炉建屋2階 原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)室
(日本原子力発電株式会社の報告書より)

東海第二原発では、頻繁に火災の報告がされています。今年2月2日には原子炉建屋2階の原子炉冷却材浄化系ポンプ室で天井照明用スイッチを入れたところ、電線管付近で火花が発生。電線管には約2cmの穴が開いており、天井付近には焦げ跡らしきものが確認されました。

写真では電線管が錆びているように見えます。この電線管は建設当時の1978年に設置されたもので、46年経過しています。また、この部屋は温度、湿度が高い上、放射線量も高い環境です。

なぜこんな状態で放置されていたのでしょうか。この写真を見ると、他のところも大丈夫とはとても思えません。

そこで、火災対策はどうなっているのか、県として現地に入って隅々まで確認すべきではないか、と知事に問いました。

知事は、「県では平時より火災を含む事故・故障等の発生を防止する取り組みについて立入調査により確認するとともに、通報連絡訓練などを実施している。このような取り組みを進めている中で、火災が頻発している現状に重大な問題意識を持っている。」「原子力事業所で発生した火災などについては、直ちに立入調査を行い、事業者の原因調査の結果及び再発防止策の報告を求めるとともに、全ての原子力事業所へ周知し、発生防止の取り組みについて立入調査で確認していく。」と答弁。

知事は「やっている」と言いますが、今回の火災によって、驚くべき実態が見えてきました。こんな状況では安全確保は出来ていないのと同じです。

原発を動かしたい電力事業者、政治家、原子力規制委員会の無責任の連鎖によって、惨事が繰り返されないよう、追及していきます。

② 原発事故の屋内退避・広域避難はムリ ～能登半島地震で明らかに!

元日の能登半島地震は、これまで連動しないとされてきた海底の断層が150kmに渡って動き、M7.6を観測。多くの道路が地割れや段差、土砂崩れで寸断され、海岸が4m隆起し、木造家屋が多数倒壊しました。津波の高さは最大5.8mと報告されています。

一方、茨城県の地震被害想定では、最大の津波の高さは14.8m、津波による建物全壊が日立市2,900棟、ひたちなか市と北茨城市1,500棟、東海村320棟と想定されています。

こんな状態で原発事故がおきたら、地震や津波で道路は通行できなくなり、広域避難しようにも、バスや福祉車両は駆けつけることができません。

また、原発から5～30kmの人は屋内退避することになっていますが、家屋が倒壊すれば屋内退避は出来ません。家が壊れていなくても、東日本大震災では断水が各地で発生し、屋外の給水車の列に多くの人が長時間並びました。このように、複合災害では屋内退避は不可能です。そこで、複合災害時の避難計画は実行可能なのか、大井川知事の考えを質しました。

知事は「複合災害を想定し、第二の避難先の確保、複数の避難経路の設定、インフラの復旧方策について関係機関と協議している。家屋倒壊時には近隣の指定避難所等に屋内退避していただく」と答弁。

しかし、第二の避難先は現在想定している避難先よりさらに遠く、移動の負担が大きくなります。また、大地震で道路が寸断されれば、複数の避難経路の両方とも通れない可能性もあります。

以上のように、屋内退避や広域避難を前提とした国の原子力災害対策指針は矛盾だらけであり、複合災害時には実行不可能です。



令和6年第1回定例会 うののぶこ一般質問項目

- 1. 地震により想定される津波への対策
- 2. 東海第二原発の避難計画と安全対策
- 3. 県庁舎を含む県有施設の省エネ、再エネ推進
- 4. 外国人児童生徒への支援
- 5. 困難を抱える女性の支援
- 6. 交通事故抑止のための道路標示の塗り直し

質問と答弁の詳細はこちら↓

